

カスタマー・ハラスメント防止対策推進会議設置要綱

6 産労雇第 1 9 6 4 号
令和 7 年 3 月 2 7 日

(設置)

第 1 「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」(令和 6 年東京都条例第 1 4 0 号。以下「条例」という。)第 1 3 条第 2 項に定めるカスタマー・ハラスメント防止施策の実施及び当該実施状況等の検証を行うに当たり、関係機関等の意見を聴くため、「カスタマー・ハラスメント防止対策推進会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 会議は、次の事項について意見の交換等を行う。

- (1) カスタマー・ハラスメント防止施策の検討に関すること
- (2) カスタマー・ハラスメント防止施策の実施状況等の検証に関すること
- (3) その他、条例等に関すること

(委員等)

第 3 会議は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 産業労働局長が必要があると認めるときは、委員以外の者の会議の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 東京商工会議所、東京中小企業団体中央会、一般社団法人東京経営者協会、東京都商工会連合会及び日本労働組合総連合会東京都連合会の委員は、カスタマー・ハラスメント防止施策を所管する部長職(又はこれに相当する役職者)に委嘱する。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、委嘱を受けた日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第 5 会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第 6 会議は、産業労働局長が招集する。

(公開)

第 7 会議、会議の資料及び議事録は、原則として公開する。

- 2 座長は必要があると認めるときは、前項の規定に関わらずその全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第 8 会議の事務局は、東京都産業労働局雇用就業部労働環境課とする。

(その他)

第 9 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。